

基 発 1225 第 17 号

平成 27 年 12 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

社会保障・税番号制度の導入に伴う労災保険給付事務取扱手引の
一部改正について

労働者災害補償保険の給付事務処理については、平成 25 年 10 月 21 日付け基発 1021 第 1 号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」により行ってきたところであるが、今般、社会保障・税番号制度の導入に伴い、労災保険給付事務取扱手引（以下「手引」という。）を下記のとおり改正することとするので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月から労働者災害補償保険法による年金たる保険給付に関する事務のうち、年金たる保険給付（労災就学等援護費及び特別遺族年金を除く）に係る定期報告入力帳票を廃止する。

2 手引の一部改正について

手引の一部を次のように改正する。

- (1) V の 3 の第 4 の 2 の (1) 中、「なお、定期報告書の」を「また、定期報告書の」に改め、末尾に次を加える。

定期報告書の受付後、傷病（補償）年金、障害（補償）年金及び遺族（補償）年金については、労災システムの WEB 入力による受付処理を行い、特別遺族年金及び労災就学等援護費については、OCR 入力による受付処理を行うこと。

- (2) V の 3 の第 4 の 2 の (2) の本文を次のとおり改める。

定期報告書を受け付けたときは、その内容を審査し、疑義があ

るものについては、労災医員等への意見聴取、実地調査を行うこと。

各年金受給権者の個人番号を労災システムに登録している場合については、地方公共団体情報システム機構との情報連携により、受給権者に係る住民票情報を取得できることから、定期報告書の添付書類のうち、障害（補償）年金の住民票の写しの添付は省略となる（労災則第21条）。

また、遺族（補償）年金において、受給権者と生計を同じくしていることを証明する資料を住民票の写しで確認している場合は、同様の理由から生計維持関係を証明する資料の添付は省略となる（平成27.12.8基発1208第2号）。

なお、定期報告書の審査終了後、傷病（補償）年金、障害（補償）年金及び遺族（補償）年金については変更帳票に、労災就学等援護費については定期報告入力帳票に必要な項目を記入の上、OCR入力すること。

- (3) Vの3の第4の2の(3)のA中「決議に当たっては」を「決裁に当たっては」に改め、末尾に次を加える。

なお、決裁に当たっては、傷病（補償）年金、障害（補償）年金及び遺族（補償）年金については定期報告書に設けられた決裁欄を、特別遺族年金及び労災就学等援護費については定期報告入力帳票の決裁欄を用いて行うこと。

- (4) Vの3の第4の2の(3)のイ中「定期報告入力帳票の決議欄を用いて」を削り、「決裁」を「決裁」に改める。

3 施行日

本通達は、平成28年1月1日から施行する。